

平成 2 6 年 度

狭山市後期高齢者医療特別会計  
補 正 予 算 書

後 期 特 会  
補 正 予 算 書

第 3 号



## 平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

### 別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療管理事業	3,888千円